

「外国人雇用状況」の届出状況まとめ【本文】 (平成 29 年 10 月末現在)

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、雇用対策法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ及び離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けている。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者*である。なお、数値は平成 29 年 10 月末時点で事業主から提出のあった届出件数（東京都内のハローワークに届け出されたもの）を集計したもので、外国人労働者全数とは必ずしも一致しない。

今般、平成 29 年 10 月末現在の届出状況を取りまとめたので、公表するものである。

※特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く。

II 届出状況のまとめ

1 外国人労働者を雇用している事業所及び外国人労働者の状況

(1) 平成 29 年 10 月末現在、外国人労働者を雇用している事業所数は 54,020 か所であり、外国人労働者数は 394,834 人であった。これは平成 28 年 10 月末現在の 47,777 か所、333,141 人に対し、6,243 か所(13.1%)の増加、61,693 人(18.5%)の増加となった。外国人を雇用している事業所及び外国人労働者数ともに平成 19 年に届出が義務化されて以来、過去最高の数値を更新した。

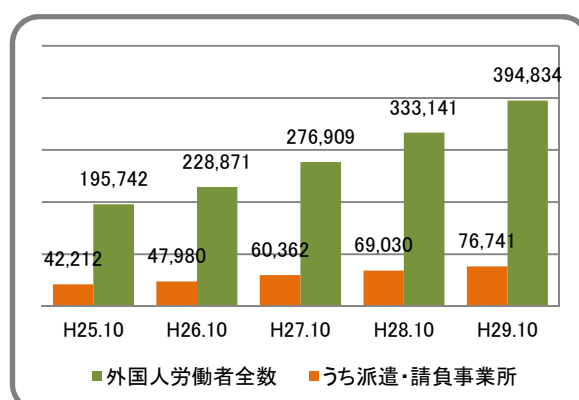
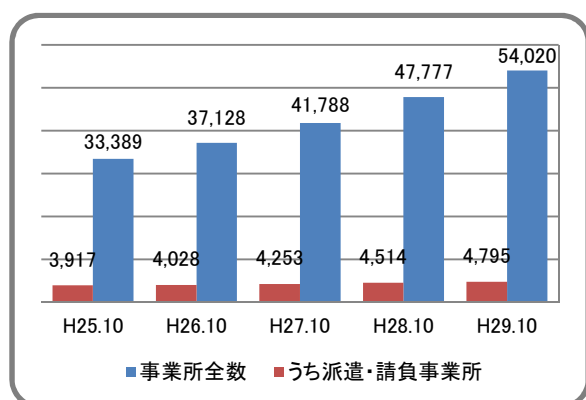
【図 1-1、図 1-2、別表 2、参考表】

(2) このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所は 4,795 か所、当該事業所で就労する外国人労働者は 76,741 人であり、それぞれ事業所全体の 8.9%、外国人労働者全体の 19.4%を占めている。

これは、平成 28 年 10 月末現在の 4,514 か所、69,030 人に対し、281 か所(6.2%)の増加、7,711 人(11.2%)の増加となっている。

【図 1-1、図 1-2、別表 2、参考表】

図 1-1 外国人雇用事業所数の推移（事業所） 図 1-2 外国人労働者数の推移（人）

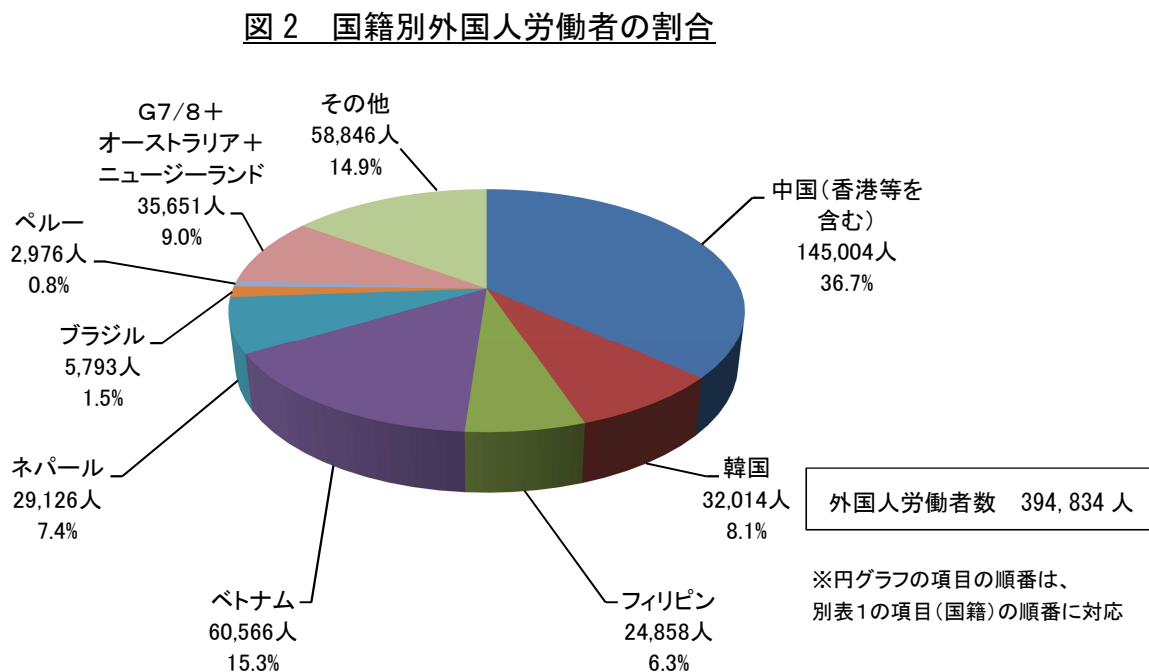


2 外国人労働者の属性

(1) 国籍別にみると、中国が最も多く 145,004 人で、外国人労働者数全体の 36.7% を占め、次いで、ベトナム 60,566 人 (同 15.3%)、韓国 32,014 人 (同 8.1%)、ネパール 29,126 人 (同 7.4%)、フィリピン 24,858 人 (同 6.3%)、の順となっている。

特に、ネパールについては、対前年同期比で 6,962 人 (31.4%) 増加、またベトナムについても同 13,756 人 (29.4%) と大幅な増加となっている。

【図 2、別表 1、参考表】



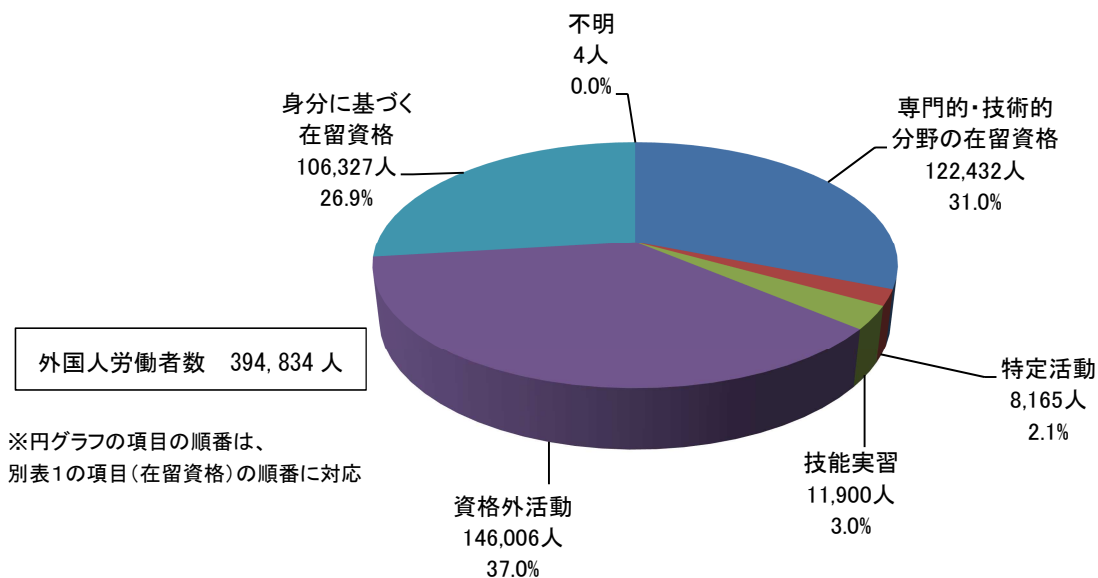
(2) 在留資格別にみると、「資格外活動(留学)」を含む「資格外活動」が外国人労働者全体の 37.0% を占め、「専門的・技術的分野の在留資格¹」が 31.0%、「身分に基づく在留資格²」が 26.9% となっている。

「資格外活動(留学)」は、126,634 人と前年同期比で 23,309 人 (22.6%) の増加、「専門的・技術的分野の在留資格」は、122,432 人と前年同期比で 17,724 人 (16.9%) 増加している。【図 3、別表 1、参考表】

¹ 「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職 1 号・2 号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「介護」、「技能」が該当する。

² 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

図3 在留資格別外国人労働者の割合



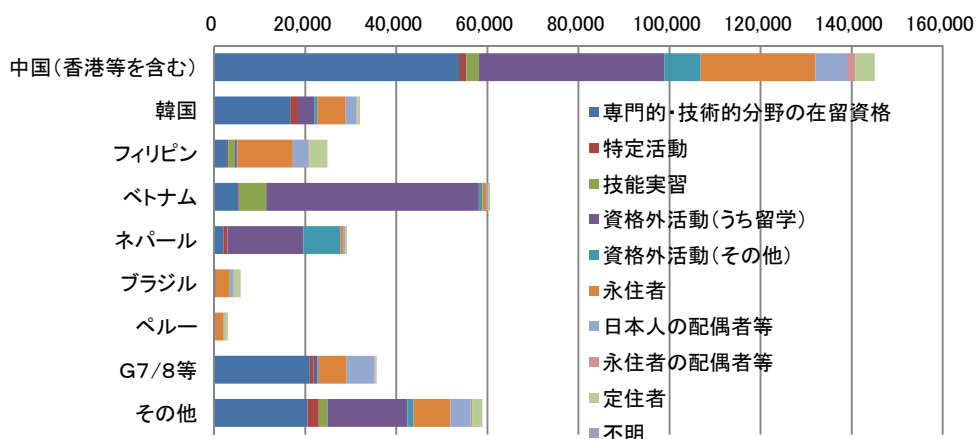
(3) 国籍別・在留資格別にみると、中国は「専門的・技術的分野の在留資格」が37.1%、「資格外活動(留学)」が28.1%、「身分に基づく在留資格」が26.3%となっている。

フィリピン、ブラジル、ペルーは「身分に基づく在留資格」が多く、それぞれ79.4%、93.5%、97.9%を占めている。なお、「身分に基づく在留資格」の内訳では「永住者」の割合が最も高く、フィリピン国籍者のうち49.0%、ブラジル国籍者のうち50.1%、ペルー国籍者のうち68.0%となっている。

ベトナム及びネパールは「資格外活動(留学)」が多く、それぞれ77.1%、57.3%を占めている。

G7/8等³及び韓国は「専門的・技術的分野の在留資格」が半数以上であり、それぞれ58.8%、52.2%を占めている。【図4、別表1】

図4 国籍別外国人労働者の在留資格割合(人)



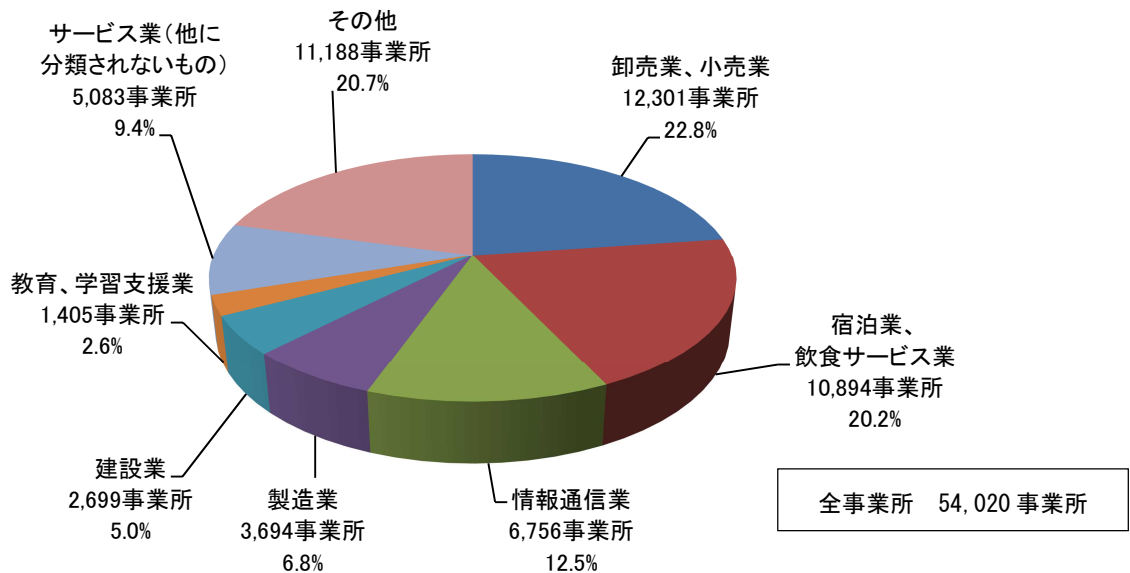
※棒グラフの項目の順番は、別表1の項目(国籍)の順番に対応

³ G7/8等は、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシア、オーストラリア、ニュージーランドを表す。

3 産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性

(1) 産業別にみると、「卸売業、小売業」が22.8%を占め、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が20.2%、「情報通信業」が12.5%、「サービス業（他に分類されないもの）」が9.4%、「学術研究、専門・技術サービス業」が8.4%、「製造業」が6.8%となっている。【図5、別表2】

図5 産業別外国人雇用事業所の割合

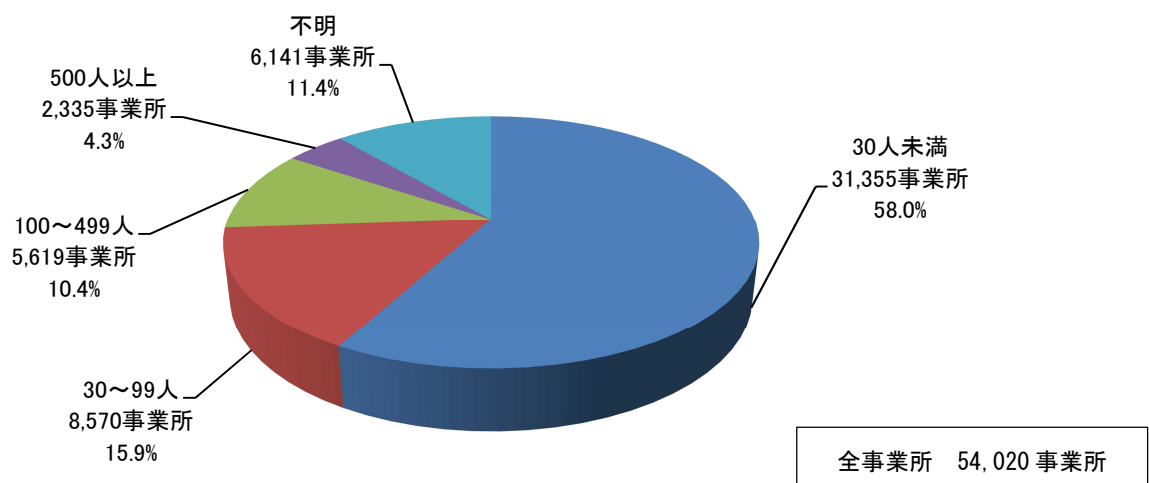


(2) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所全体の58.0%を占める。

事業所数はどの規模においても増加しており、特に「30人未満」規模の事業所では前年同期比で15.2%の増加であり、最も大きな増加率となっている。

【図6、別表5、参考表】

図6 事業所規模別外国人雇用事業所の割合



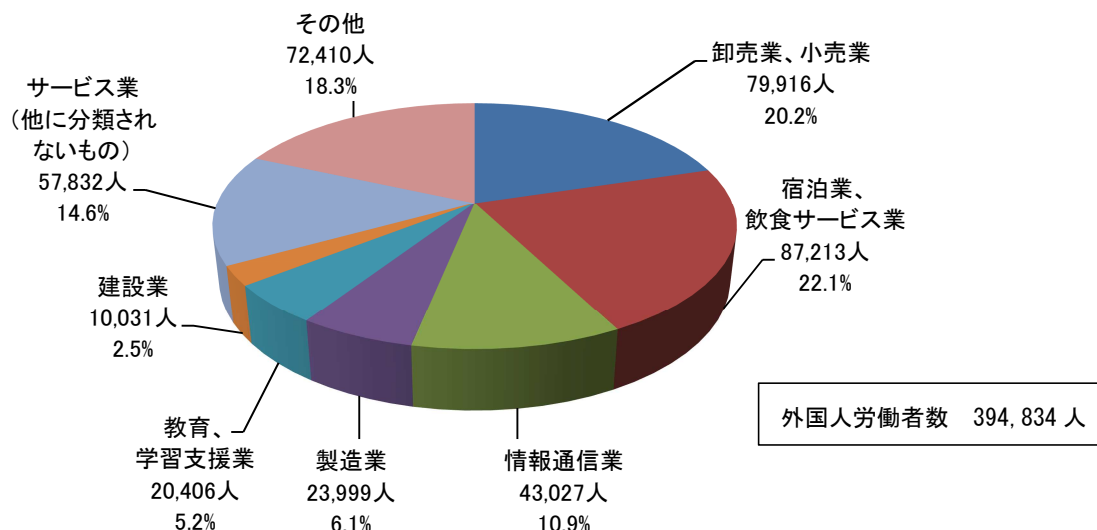
⁴ 「サービス業（他に分類されないもの）」には、労働者派遣業、ビルメンテナンス業等が含まれる。

4 産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

(1) 産業別にみると、「宿泊業、飲食サービス業」が22.1%を占め、次いで「卸売業、小売業」が20.2%、「サービス業（他に分類されないもの）」が14.6%、「情報通信業」が10.9%、「学術研究、専門・技術サービス業」が6.5%、「製造業」が6.1%となっている。

【図7-1、別表2】

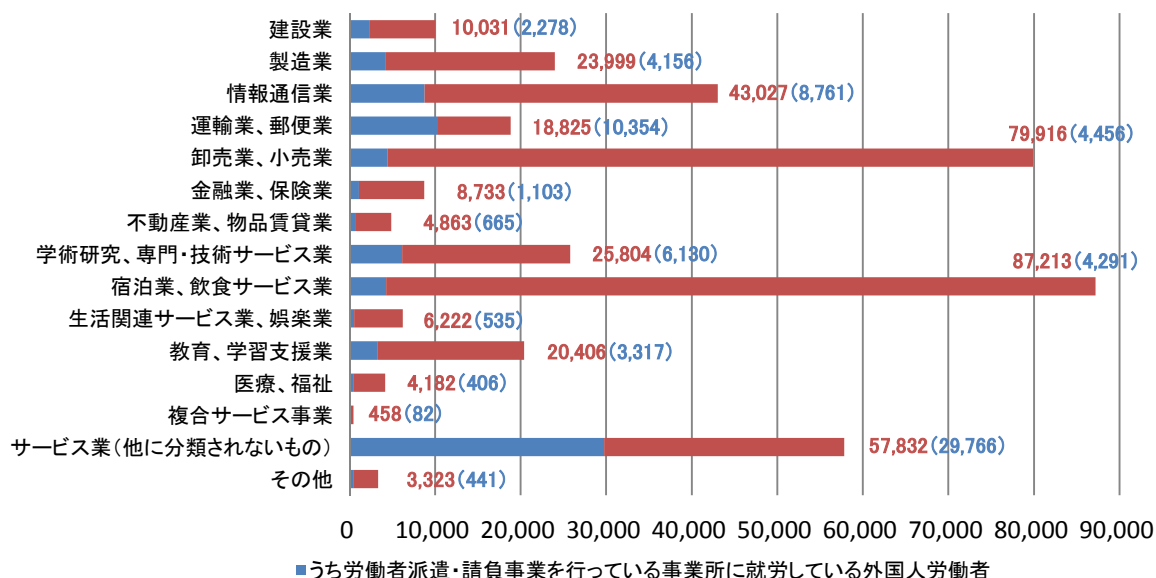
図7-1 産業別外国人労働者の割合



(2) 産業別に、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の傾向をみると、労働者派遣業を含む「サービス業（他に分類されないもの）」が最も多く、同産業の51.5%にあたる29,766人となっている。

【図7-2、別表2】

図7-2 外国人労働者の産業別就労状況（人）



(3) 在留資格別・産業別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」は、「情報通信業」が27.7%、「卸売業、小売業」が15.5%となっている。「技能実習」は、「建設業」が43.8%、「製造業」が26.0%を占めている。「資格外活動（留学）」は、「宿泊業、飲食サービス業」が42.9%、「卸売業、小売業」が26.1%となっている。「身分に基づく在留資格」は、「卸売業・小売業」が20.1%、「サービス業（他に分類されないもの）」が18.1%となっている。【別表3】

(4) 国籍別・産業別にみると、中国、韓国は、「卸売業、小売業」がそれぞれ25.4%、22.2%、ベトナム、ネパールは、「宿泊業、飲食サービス業」がそれぞれ33.0%、41.1%、フィリピン、ブラジル、ペルーは、「サービス業（他に分類されないもの）」がそれぞれ22.1%、22.9%、25.4%、G7/8等は「教育、学習支援業」が29.0%と最も高い割合を占めている。【別表4】

(5) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、外国人労働者全体の32.8%を占めている。次いで「500人以上」規模の事業所が29.7%、「100～499人」規模の事業所が15.8%、「30～99人」規模の事業所が13.9%となっている。

【図8、別表5】

